

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、下記のとおり規則の一部改正を行う。

記

1 改正内容

(1) 小笠原業務手当

時限措置期間を令和10年（2028年）3月31日まで延長する。

(2) 有害薬品取扱手当

東京都立学校設置条例施行規則の一部改正（令和7年4月1日からの都立六郷工科高等学校の学科改編）に伴い、支給範囲として列挙する学科を次のように改正する（※）。

※「プロダクト工学科・オートモビル工学科・システム工学科・デザイン工学科・デュアルシステム科」が「ものづくり工学科」に統合されることに伴い、現行の規則中に列挙されている「オートモビル工学科」を「ものづくり工学科」に改正する。

ア 本則

工業に関する学科を設置する都立の高等学校のアートクラフト科、グラフィックアーツ科、ものづくり工学科、キャリア技術科、理工環境科、総合技術科、環境化学科、科学技術科、食品サイエンス科、IT・環境科その他教育長が別に定める学科

イ 経過措置

現にオートモビル工学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで、当該学科を存続する。

(3) 教員特殊業務手当

学校教育の高度化・多様化に伴う宿泊行事の多様化の状況を踏まえ、教員特殊業務手当のうち、修学旅行等引率指導業務に係る手当の支給範囲として規定する宿泊行事の内容を次のように改正する。

ア 本則

学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等又は教育委員会（東京都教育委員会又は区市町村教育委員会をいう。）その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業（当該事業に参加しようとする学校において、学校教育活動の一環として位置付けたものに限る。）

イ 経過措置

施行日前に現行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった本手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

2 施行期日

令和7年4月1日

ただし、小笠原業務手当の改正規定は公布の日から施行する。

3 その他

- (1) 小笠原業務手当の改正については、令和7年都議会第1回定例会において学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が可決された場合に確定する。
- (2) 本案決定後、人事委員会に承認申請するとともに、知事に公報登載を依頼する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 特殊勤務手当の性格

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものに従事する職員に支給する手当

2 今回の改正内容

(1) 小笠原業務手当

- ・ 小笠原村内の学校に勤務する職員に支給
- ・ 職務の級及び勤務地（父島・母島）の違いにより日額 300 円～700 円

【改正】 知事部局の例に倣い、時限措置期間を延長

令和 7（2025）年 3 月 31 日 ⇒ 令和 10 年（2028 年） 3 月 31 日

(2) 有害薬品取扱手当

- ・ 以下の場合に日額 180 円を支給
 - ①工業に関する学科を設置する都立高校のアートクラフト科、グラフィックアーツ科、オートモビル工学科、キャリア技術科、理工環境科、総合技術科、環境化学科、科学技術科、食品サイエンス科、I T・環境科その他教育長が別に定める学科で実習を補助する実習助手が、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤、鉛等の有害薬品に接し、又は薬品使用により発生する有毒ガスの中で常時、実習の補助業務に従事したとき。
 - ②農業に関する学科を設置する都立高校又は都立青梅総合高等学校総合学科において実習を行う教員・実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したとき。

【改正】 都立六郷工科高等学校の学科改編に伴い、上記①に規定される学科の名称を改正

オートモビル工学科 ⇒ ものづくり工学科

(3) 教員特殊業務手当（修学旅行等引率指導業務に係る手当）

- ・ 教育職員等が、修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うものに 1 日 8 時間以上従事したときに、日額 4,700 円を支給

【改正】 学校教育の高度化・多様化に伴う宿泊行事の多様化の状況を踏まえ、手当支給対象となる宿泊行事の範囲を拡充

支給対象行事（改正前）	支給対象行事（改正後）
●学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等	●学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等 ● <u>教育委員会（東京都教育委員会又は区市町村教育委員会をいう。）その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業（当該事業に参加しようとする学校において、学校教育活動の一環として位置付けたものに限る。）</u>

第二十二号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和七年三月六日

東京都教育委員会

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

別表第一 10 の部 (1) の項中「オートモビル工学科」を「ものづくり工学科」に改め、同表 13 の部 (2) の項中「修学旅行等」の下に「又は教育委員会（東京都教育委員会又は区市町村教育委員会をいう。以下同じ。）その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業（当該事業に参加しようとする学校において、学校教育活動の一環として位置付けたものに限る。以下同じ。）」を加える。

別表第二 (2) の項中「修学旅行等」の下に「又は教育委員会その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（有害薬品取扱手当に関する措置）

- 3 施行日からオートモビル工学科に在学している者が当該学科に在学しなくなるまでの間における、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表第一10の項の規定の適用については、同項中「ものづくり工学科」とあるのは、「オートモビル工学科、ものづくり工学科」とする。

（提案理由）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部改正に伴い、小笠原業務手当に関する規定の失効する日を定め、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則（令和六年東京都教育委員会規則第十五号）による東京都立六郷工科高等学校の学科改編に伴い、有害薬品取扱手当に関する支給要件として列挙する学科名を改めるとともに、教員特殊業務手当のうち修学旅行等引率指導業務に係る手当に関する支給範囲を改めるほか、規定を整備する必要がある。

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）

附則

1及び2（現行のとおり）

（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）

3 条例附則第三項に規定する日は、令和十年三月三十一日とする。

4（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
10 1から 9まで	（現行 のとおり）	（現行のとおり）	（現行 のとおり）	（現行 のとおり）
	（現行 のとおり）	(1) 工業に関する学 科を設置する都立 の高等学校のアー トクラフト科、グ ラフィックアーツ 科、ものづくり工 学科、キャリア技 術科、理工環境科、 総合技術科、環境 化学科、科学技術 科、食品サイエン ス科、IT・環境 科その他教育長が 別に定める学科で 実習を補助する実	（現行 のとおり）	（現行 のとおり）

現行

第一条から第四条まで（略）

附則

1及び2（略）

（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）

3 条例附則第三項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。

4（略）

別表第一（第二条関係）

手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
10 1から 9まで	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	(1) 工業に関する学 科を設置する都立 の高等学校のアー トクラフト科、グ ラフィックアーツ 科、オートモビル 工学科、キャリア 技術科、理工環境 科、総合技術科、 環境化学科、科学 技術科、食品サイ エンス科、IT・ 環境科その他教育 長が別に定める学 科で実習を補助す	（略）	（略）

習助手が、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一から別表第三までに規定する薬品、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項各号に掲げる物、同令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第三号に規定する第一種有機溶剤等又はホスゲン、鉛（グラファイト）（グラファイト）科で使用するものに限る。）若しくは有害アルカロイドその他これらに準ずる有害な物質若しくは薬品に接し、又は薬品

る実習助手が、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一から別表第三までに規定する薬品、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項各号に掲げる物、同令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第三号に規定する第一種有機溶剤等又はホスゲン、鉛（グラファイト）（グラファイト）科で使用するものに限る。）若しくは有害アルカロイドその他これらに準ずる有害な物質若しくは薬品に接し、又は薬品

	13	12 11 及び	
	(現行 のと お り)	(現行 のと お り)	
(1) (現行のとおり) (2) (1)に規定する職 員が、学校が計画 し、かつ、実施す る修学旅行等又は 教育委員会(東京 都教育委員会又は 区市町村教育委員 会をいう。以下同 じ。)その他の公的 機関、公共的機関 若しくは民間団体 等が実施する事業 (当該事業に参加 しようとする学校 において、学校教 育活動の一環とし て位置付けたもの に限る。以下同 じ。)において次に		(2) (現行のとおり)	を使用することに よって発生する有 害なガスの中で、 常時、実習の補助 業務に従事したと き。
	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
	13	12 11 及び	
	(略)	(略)	
(1) (略) (2) (1)に規定する職 員が、学校が計画 し、かつ、実施す る修学旅行等にお いて次に掲げる業 務に従事したと き。		(2) (略)	を使用することに よって発生する有 害なガスの中で、 常時、実習の補助 業務に従事したと き。
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

14から 17まで	(現行 のとおり)	掲げる業務に従事 したとき。 ア及びイ (現行 のとおり)	(3)及び(4) (現行の とおり)
	(現行のとおり)		
	(現行の とおり)		(現行の とおり)

別表第二(第二条関係)

業務の種類	要件	
	週休日等	その他の日
(1) (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(2) 学校が計画し、 かつ実施する修学 旅行等又は教育委 員会その他の公的 機関、公共的機関 若しくは民間団体 等が実施する事業 において児童又は 生徒を引率して行 う指導業務で泊を 伴うもの	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(3)及び(4) (現行の とおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

14から 17まで	(略)	ア及びイ (略)	(3)及び(4) (略)
	(略)		
	(略)		
	(略)		(略)

別表第二(第二条関係)

業務の種類	要件	
	週休日等	その他の日
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 学校が計画し、 かつ実施する修 学旅行等におい て児童又は生徒 を引率して行う 指導業務で泊を 伴うもの	(略)	(略)
(3)及び(4) (略)	(略)	(略)